

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案 参照条文目次

一	地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）	1
二	気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（平成十七年条約第一号）	3

○地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）（抄）

※地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十一号）による改正後

（定義）

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表及び大気の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の抑制並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の抑制等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

一 二酸化炭素

二 メタン

三 一酸化二窒素

四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの

六 六ふっ化硫黄

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

（国の責務）

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するため
の観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の抑制等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の抑制等に関する関係のある施策につい

て、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の抑制等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の抑制等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の抑制等に関して行う活動の促進を図るため、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の抑制等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するものとする。

5 国は、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の抑制等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（京都議定書目標達成計画）

第八条 政府は、京都議定書第三条の規定に基づく約束を履行するために必要な目標の達成に関する計画（以下「京都議定書目標達成計画」という。）を定めなければならない。

2 京都議定書目標達成計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向
- 二 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の抑制等のための措置に関する基本的事項
- 三 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の抑制及び吸収の量に関する目標
- 四 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標
- 五 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項
- 六 第二十条の二第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項
- 七 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の抑制等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の抑制等に寄与するための措置を含む。）に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項
- 八 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、京都議定書目標達成計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、京都議定書目標達成計画を公表しなければならない。

(磁気ディスクによる報告等)

第三十条の三 (略)

2 事業所管大臣は、第二十一条の三第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第二十一条の六第一項(第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の請求又は第二十一条の七(第二十一条の八第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

○気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書(平成十七年条約第一号)(抄)

第三条

1 附属書Iに掲げる締約国は、附属書Iに掲げる締約国により排出される附属書Aに掲げる温室効果ガスの全体の量を二千八十年から二千十二年までの約束期間中に千九百九十年の水準より少なくとも五パーセント削減することを目的として、個別に又は共同して、当該温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計が、附属書Bに記載する排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に従って並びにこの条の規定に従って算定される割当量を超えないことを確保する。

2 附属書Iに掲げる締約国は、二千五年までに、この議定書に基づく約束の達成について明らかな前進を示す。

3 土地利用の変化及び林業に直接関係する人の活動(千九百九十年以降の新規植林、再植林及び森林を減少させることに限る。)に起因する温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の純変化(各約束期間における炭素蓄積の検証可能な変化量として計測されるもの)は、附属書Iに掲げる締約国がこの条の規定に基づく約束を履行するために用いられる。これらの活動に関連する温室効果ガスの発生源による排出及び吸収源による除去については、透明性のあるかつ検証可能な方法により報告し、第七条及び第八条の規定に従って検討する。

4 附属書Iに掲げる締約国は、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議の第一回会合に先立ち、科学上及び技

術上の助言に関する補助機関による検討のため、千九百九十年における炭素蓄積の水準を設定し及びその後の年における炭素蓄積の変化量に関する推計を可能とするための資料を提供する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において又はその後でできる限り速やかに、不確実性、報告の透明性、検証可能性、気候変動に関する政府間パネルによる方法論に関する作業、第五条の規定に従い科学上及び技術上の助言に関する補助機関により提供される助言並びに締約国会議の決定を考慮に入れて、農用地の土壌並びに土地利用の変化及び林業の区分における温室効果ガスの発生源による排出量及び吸収源による除去量の変化に関連する追加的な人の活動のいずれに基づき、附属書 I に掲げる締約国の割当量をどのように増加させ又は減ずるかについての方法、規則及び指針を決定する。この決定は、二回目及びその後の約束期間について適用する。締約国は、当該決定の対象となる追加的な人の活動が千九百九十年以降に行われたものである場合には、当該決定を一回目の約束期間について適用することを選択することができる。

5 附属書 I に掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある国であつて、当該国の基準となる年又は期間が締約国会議の第二回会合の決定第九号（第二回会合）に従つて定められているものは、この条の規定に基づく約束の履行のために当該基準となる年又は期間を用いる。附属書 I に掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある他の締約国であつて、条約第十二条の規定に基づく一回目の自国の情報を送付していなかったものも、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議に対して、この条の規定に基づく約束の履行のために千九百九十年以外の過去の基準となる年又は期間を用いる意図を有する旨を通告することができる。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、当該通告の受諾について決定する。

6 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、条約第四条 6 の規定を考慮して、附属書 I に掲げる締約国のうち市場経済への移行の過程にある国によるこの議定書に基づく約束（この条の規定に基づくものを除く。）の履行については、ある程度の弾力的適用を認める。

7 附属書 I に掲げる締約国の割当量は、排出の抑制及び削減に関する数量化された約束に係る一回目の期間（二千八年から二千十二年まで）においては、千九百九十年又は 5 の規定に従つて決定される基準となる年若しくは期間における附属書 A に掲げる温室効果ガスの二酸化炭素に換算した人為的な排出量の合計に附属書 B に記載する百分率を乗じたものに五を乗じて得た値に等しいものとする。土地利用の変化及び林業が千九百九十年において温室効果ガスの排出の純発生源を成す附属書 I に掲げる締約国は、自国の割当量を算定するため、千九百九十年又は基準となる年若しくは期間における排出量に、土地利用の変化に起因する千九百九十年における二酸化炭素に換算した発生源による人為的な排出量の合計であつて吸収源による除去量を減じたものを含める。

8 附属書 I に掲げる締約国は、7 に規定する算定のため、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン及び六ふつ化硫黄について基準となる年として千九百九十五年を用いることができる。

- 9 附属書 I に掲げる締約国のその後の期間に係る約束については、第二十一条 7 の規定に従って採択される附属書 B の改正において決定する。この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、1 に定める一回目の約束期間が満了する少なくとも七年前に当該約束の検討を開始する。
- 10 第六条又は第十七条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する排出削減単位又は割当量の一部は、取得する締約国の割当量に加える。
- 11 第六条又は第十七条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国に移転する排出削減単位又は割当量の一部は、移転する締約国の割当量から減ずる。
- 12 第十二条の規定に基づいて一の締約国が他の締約国から取得する認証された排出削減量は、取得する締約国の割当量に加える。
- 13 一の附属書 I に掲げる締約国の約束期間における排出量がこの条の規定に基づく割当量より少ない場合には、その量の差は、当該附属書 I に掲げる締約国の要請により、その後の約束期間における当該附属書 I に掲げる締約国の割当量に加える。
- 14 附属書 I に掲げる締約国は、開発途上締約国（特に条約第四条 8 及び 9 に規定する国）に対する社会上、環境上及び経済上の悪影響を最小限にするような方法で、1 に規定する約束を履行するよう努力する。条約第四条 8 及び 9 の規定の実施に関する締約国会議の関連する決定に従い、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、第一回会合において、条約第四条 8 及び 9 に規定する締約国に対する気候変動の悪影響又は対応措置の実施による影響を最小限にするためにとるべき措置について検討する。検討すべき問題には、資金供与、保険及び技術移転の実施を含める。

第六条

- 1 附属書 I に掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、次のことを条件として、経済のいずれかの部門において温室効果ガスの発生源による人為的な排出を削減し又は吸収源による人為的な除去を強化することを目的とする事業から生ずる排出削減単位を他の附属書 I に掲げる締約国に移転し又は他の附属書 I に掲げる締約国から取得することができる。
- (a) 当該事業が関係締約国の承認を得ていること。
- (b) 当該事業が発生源による排出の削減又は吸収源による除去の強化をもたらすこと。ただし、この削減又は強化が当該事業を行わなかった場合に生ずるものに対して追加的なものである場合に限る。
- (c) 当該附属書 I に掲げる締約国が前条及び次条の規定に基づく義務を遵守していない場合には、排出削減単位を取得しないこと。
- (d) 排出削減単位の取得が第三条の規定に基づく約束を履行するための国内の行動に対して補足的なものであること。

2
(略)

3 附属書 I に掲げる締約国は、自国の責任において、法人がこの条の規定に基づく排出削減単位の発生、移転又は取得に通ずる行動に参加することを承認することができる。

4 (略)

第七条

1 ～ 3 (略)

4 この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、締約国会議が採択した附属書 I に掲げる締約国による自国の情報作成のための指針を考慮して、第一回会合において、この条の規定によって必要とされる情報の作成のための指針を採択し、その後定期的に検討する。また、この議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議は、一回目の約束期間に先立ち、割当量の計算方法を決定する。

第十二条

1 低排出型の開発の制度についてここに定める。

2 低排出型の開発の制度は、附属書 I に掲げる締約国以外の締約国が持続可能な開発を達成し及び条約の究極的な目的に貢献することを支援すること並びに附属書 I に掲げる締約国が第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の遵守を達成することを支援することを目的とする。

3 低排出型の開発の制度の下で、

(a) 附属書 I に掲げる締約国以外の締約国は、認証された排出削減量を生ずる事業活動から利益を得る。

(b) 附属書 I に掲げる締約国は、第三条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束の一部の遵守に資するため、(a)の事業活動から生ずる認証された排出削減量をこの議定書の締約国の会合としての役割を果たす締約国会議が決定するところに従って用いることができる。

4 ～ 8 (略)

9 低排出型の開発の制度の下での参加 (3 (a) に規定する活動及び認証された排出削減量の取得への参加を含む。) については、民間の又は公的な組織を含めることができるものとし、及び低排出型の開発の制度に関する理事会が与えるいかなる指導にも従わなければならない。

10 (略)

第十七条

締約国会議は、排出量取引（特にその検証、報告及び責任）に関する原則、方法、規則及び指針を定める。附属書Bに掲げる締約国は、第三条の規定に基づく約束を履行するため、排出量取引に参加することができる。排出量取引は、同条の規定に基づく排出の抑制及び削減に関する数量化された約束を履行するための国内の行動に対して補足的なものとする。

附属書A

温室効果ガス

二酸化炭素 (CO₂)

メタン (CH₄)

一酸化二窒素 (N₂O)

ハイドロフルオロカーボン (HFCs)

パーフルオロカーボン (PFCs)

六ふっ化硫黄 (SF₆)

部門及び発生源の区分

エネルギー

燃料の燃焼

エネルギー産業

製造業及び建設業

運輸

その他の部門

その他

燃料からの漏出

固体燃料

石油及び天然ガス

その他
産業の工程
鉱物製品
化学産業
金属の生産
その他の生産
ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふつ化硫黄の生産
ハロゲン元素を含む炭素化合物及び六ふつ化硫黄の消費
その他
溶剤その他の製品の利用
農業
農業
消化管内発酵
家畜排せつ物の管理
稲作
農用地の土壌
サバンナを計画的に焼くこと。
野外で農作物の残留物を焼くこと。
その他
廃棄物
固形廃棄物の陸上における処分
廃水の処理
廃棄物の焼却
その他

附属書B

<p>オーストラリア オーストリア ベルギー ブルガリア(注) カナダ クロアチア(注) チェコ共和国(注) デンマーク エストニア(注) 欧州共同体 フィンランド フランス ドイツ ギリシャ ハンガリー(注) アイスランド アイルランド イタリア 日本国 ラトヴィア(注) リヒテンシュタイン リトアニア(注)</p>	<p>締約国</p>
<p>九二 九二 九二 九四 九二 九二 一一〇 九四 九二 九二 九二 九二 九二 九二 九五 九四 九二 九二 一〇八</p>	<p>排出の抑制及び削減に関する数量化された 約束(基準となる年又は期間に乗ずる百分 率)</p>

ルクセンブルグ	九二
モナコ	九二
オランダ	九二
ニュー・ジーランド	〇〇
ノールウエー	〇〇
ポーランド(注)	九四
ポルトガル	九二
ルーマニア(注)	九二
ロシア連邦(注)	〇〇
スロヴァキア(注)	九二
スロヴェニア(注)	九二
スペイン	九二
スウェーデン	九二
スイス	九二
ウクライナ(注)	〇〇
グレート・ブリテン及び 北部アイルランド連合王国	九二
アメリカ合衆国	九三

注 市場経済への移行の過程にある国